

青森県報

号外第四十八号の二

平成十九年
五月十六日
(水曜日)

目 次

青森県議会議員の報酬の特例に関する条例……………

(議会議務局
総務課) …… 二

青森県議会議員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成十九年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十五号

青森県議会議員の報酬の特例に関する条例

平成十九年六月一日から平成二十一年三月三十一日までの間における青森県議会の議員の報酬月額、青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例（昭和二十五年七月青森県条例第四十六号）第二条の規定にかかわらず、同条例別表第一に定める報酬月額から当該報酬月額に百分の三（議長にあつては百分の五、副議長にあつては百分の四）を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、青森県議会議員の期末手当支給条例（昭和三十一年四月青森県条例第十六号）の規定による期末手当の額の算出の基礎となる青森県議会の議員の報酬月額は、同表に定める報酬月額とする。

附 則

この条例は、平成十九年六月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭